

◎新潟県告示第1016号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東日本高速道路株式会社新潟支社新潟工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量、4級基準点測量、路線測量、深淺測量）
- 2 作業期間 令和3年8月18日から令和4年2月3日まで
- 3 作業地域 日本海沿岸東北自動車道
自）新潟県新発田市釜杭
至）新潟県胎内市塩津